

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年4月15日認可した。

令和6年4月23日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）元山上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）清水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）末宗下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南横内地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鷺池地区
〃	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道事業）吉田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南沖地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北横内2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）穂村2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）穂村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬ノ口地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡崎地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中池地区